

# 特定商取引法改正法案における オプトイン規制導入等迷惑メール規制 の見直しについて

経済産業省商務情報政策局消費経済対策課

平成20年5月

## 現行規制における実効性確保に係る問題点

現行のオプトアウト規制は、単なる表示義務規制であり、また、広告主である通信販売事業者等(以下「広告主事業者」という。)は、迷惑メール広告業務の実行行為自体に直接関与していない等の実態もあって、違反行為を厳正に処分する上で一定の限界が存在(刑事罰の適用もない)。

現行の規制では、メール広告受託業者が、懸賞サイト・占いサイト等の運営を通じて、消費者からの請求又は承諾を得ずに収集したメールアドレスを利用して迷惑メール広告を行なう行為自体は、処分対象外。

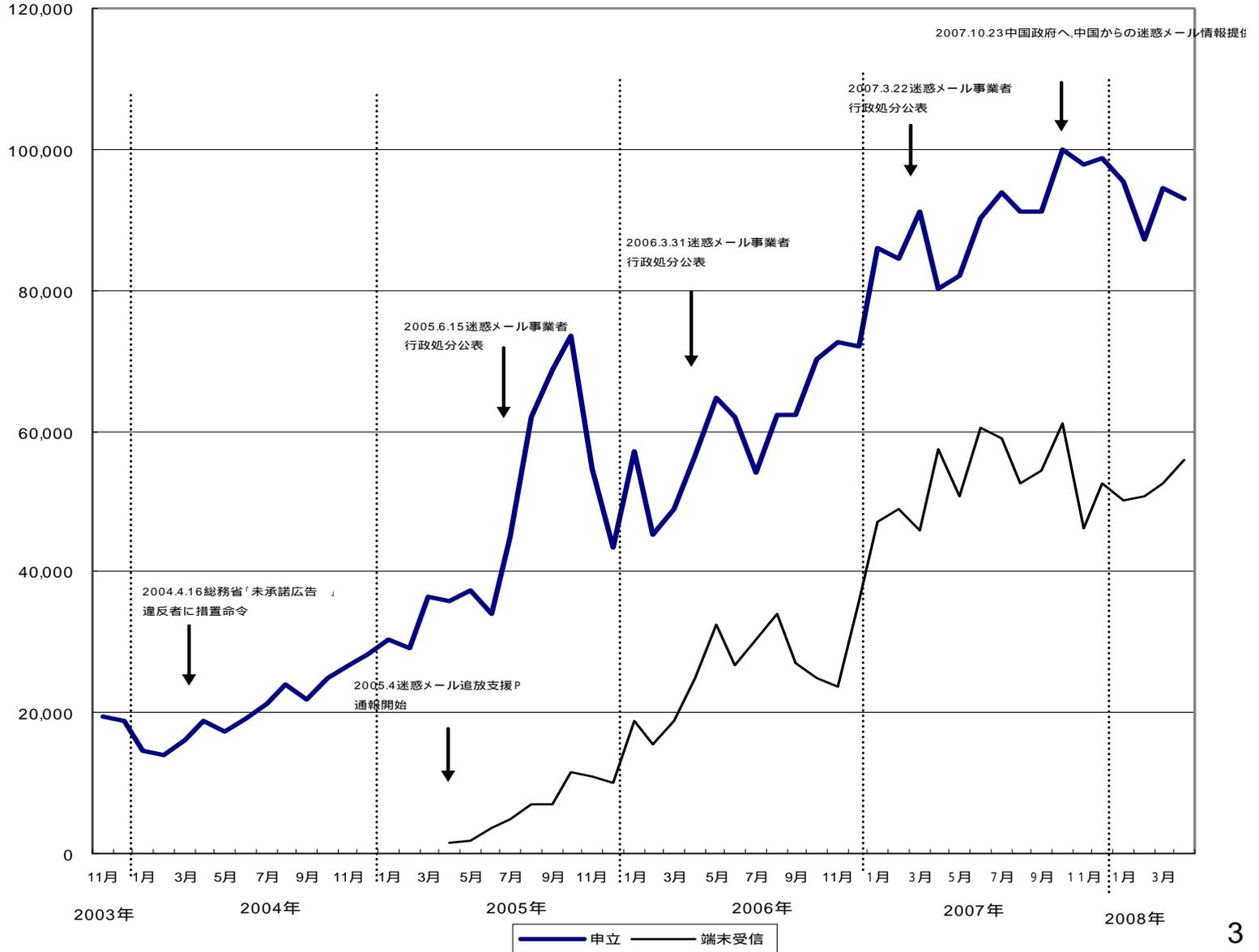
迷惑メール広告を委託している悪質広告主事業者は、主として国内に所在しているとみられる(注)が、現行の調査権限では所在地を把握することが困難な場合が多い。

(注) 出会い系サイトの場合、チャット・サービス提供に必要なパートの調達や決済口座の設置等の関係で、海外に拠点を移すことは難しいとみられる。

経済産業省の迷惑メール追放支援プロジェクトや、国内のプロバイダーによるOP25Bの導入により、迷惑メールを送信している事業者(注)は、最近海外に拠点を移し、海外のプロバイダー経由で送信しているとみられ、これを規制することも難しい(もっとも、中国政府とは、本年9月に迷惑メール追放体制構築について合意しており、効果が上がりつつある。)

(注) 総務省所管の特定電子メール法の規制対象。

# 迷惑メールの受信数の動向



# 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案概要 (電子メール広告規制関係)

## 1. オプトイン規制の導入

- (1) 請求に基づく場合など一定の場合を除き、相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならないこととする。
- (2) 承諾等を得た相手方から電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、電子メール広告をしてはならないこととする。
- (3) 電子メール広告をするときは、相手方の承諾等を得たことの記録を作成・保存しなければならないこととする。
- (4) 電子メール広告をするときは、相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項(電子メールアドレス等)等を表示しなければならないこととする。

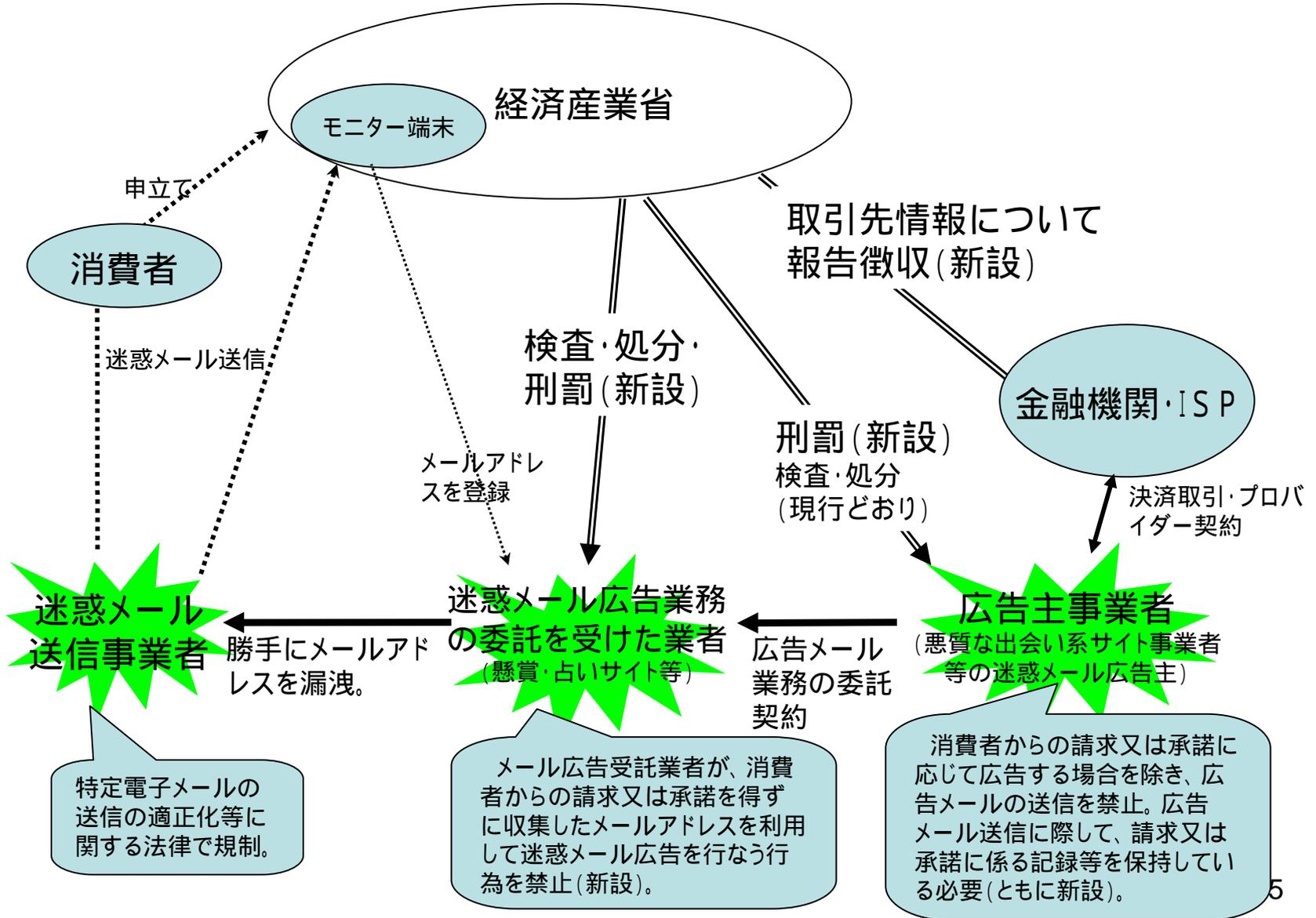
## 2. 法の実効性の強化

- (1) 販売業者等に加え、電子メール広告受託事業者を規制対象とし、電子メール広告受託事業者に対して、報告徴収、立入検査等の調査を行うことができることとするとともに、業務改善指示及び業務停止命令を行うことができることとする。
- (2) 電子メールアドレス等を使用する権利を付与した者(プロバイダ等)に対して報告を求めることができることとする。
- (3) 違反事業者に対する罰則を設けることとする。

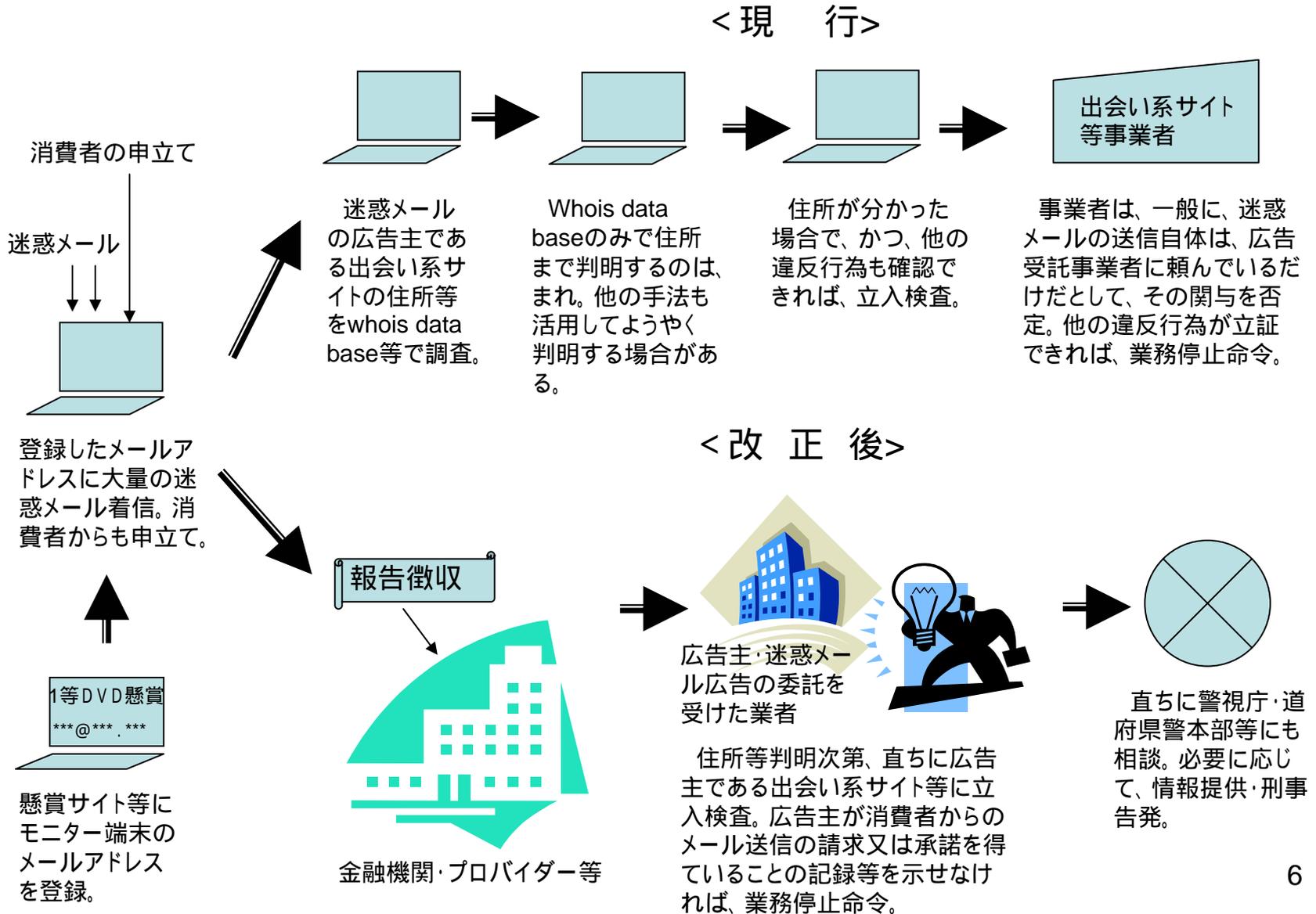
## 3. 施行期日

公布の日から起算して6月以内において政令で定める日

# 迷惑メール撲滅に向けた対応策について



# 調査・処分における現行と改正後の手続等の比較



## 諸外国の迷惑メールに対する規制の概要について

	メール送信行為の規制対象	迷惑メール送信あっせんに係る禁止行為
米国	<p>広告主・送信事業者は、PC向けについては、広告等である旨を表示すれば、オプトアウト方式で電子メール広告を送信できる。</p> <p>また、携帯電話向けは、受信者から事前に明確な同意を取らない限り、移動サービス商業メッセージを送信してはならない。</p>	<p>受信拒否の通知を受けた後の当該受信者の電子メールアドレスの売却、貸与、交換、移転等について禁止されている。また、送信のためのアドレス提供を不可と表明したウェブサイトからのアドレスであると知りながら送信すること等が禁止されている。</p>
EU(右記の指令について、各国ごとに法制化。)	<p>広告主・送信事業者は、直接的広告目的の電子メールについて、受け手の事前の同意がなければ送信してはならない(2002/58/EC)。</p>	<p>インターネット上において、メールアドレス等のデータを自動収集する行為は、データ保護指令(95/46/EC)により、禁止されている。</p>
オーストラリア	<p>広告主・送信事業者は、商業電子メッセージについて、受信者の事前の同意がなければ送信できない。</p>	<p>違法メール送信に関連して、アドレス収集ソフトを提供、アドレスを取得、利用すること等が禁止されている。</p>
韓国	<p>広告主・送信事業者に対して、PC向けはオプトアウト規制、携帯電話向けは、受信者の事前同意がなければ送信してはならない。</p>	<p>プログラムによるアドレス収集、収集したアドレスの売却、頒布、利用について禁止されている。</p>